

事 務 連 絡

令和 4 年 5 月 31 日

地方獣医師会会長 各 位

公益社団法人 日本獣医師会

副会長兼専務理事 境 政 人

## 公益通報者保護法に基づく指針及び指針の解説の周知について

このことについて、令和 4 年 5 月 19 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和 2 年 6 月に公益通報者保護法の一部を改正する法律が改正され、本年 6 月 1 日に施行することに鑑み、消費者庁 HP に「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和 3 年 8 月 20 日内閣府告示第 118 号）及び「公益通報者保護法に基づく指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）の解説」（令和 3 年 10 月消費者庁）が公表されていることについて周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：山本

TEL 03-3475-1601

E-mail yamamoto@nichiju.or.jp

事務連絡  
令和4年5月19日

日本獣医師会 宛

農林水産省 消費・安全局  
畜水産安全管理課

公益通報者保護法に基づく指針及び指針の解説の周知について（依頼）

日頃から農林水産行政にご理解と協力いただき感謝申し上げます。

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）は、食品偽装やリコール隠しなど、消費者の安全・安心を損なう事業者の不祥事が、内部通報を契機に明らかになったことを受けて制定されました。

しかしながら、依然として、社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず、早期是正により被害の防止を図るため、令和2年6月、公益通報者保護法の一部を改正する法律が改正され、本年6月1日に施行されます（別添概要参照）。

これに伴い、事業者が取るべき措置について、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日内閣府告示118号）及び「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（令和3年10月消費者庁）が下記のとおり消費者庁ホームページにおいて公表されておりますので、貴団体傘下の事業者に周知いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

○公益通報者保護法の一部を改正する法律 新旧対照条文

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_200615\\_0004.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0004.pdf)

○指針

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_210820\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210820_0001.pdf)

○指針の解説

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_211013\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_211013_0001.pdf)

（参考）

○改正公益通報者保護法に関する民間事業者向け説明会資料

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/pr/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/pr/)

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → **早期是正**により**被害の防止**を図ることが必要

## ① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付け。具体的内容は指針を策定【第11条】  
※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務
- その実効性確保のために**行政措置**(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、**通報者を特定させる情報の守秘**を義務付け(同義務違反に対する刑事罰を導入)【第12条・第21条】

## ② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現行) 信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	}	(改正) 氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
------------------------------	---	---------------------------------

- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現行) 生命・身体に対する危害	}	(改正) 財産に対する損害(回復困難又は重大なもの)を追加
(なし)	}	通報者を特定させる <b>情報が漏れる可能性が高い</b> 場合を追加

- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

## ③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】

(現行) 労働者	}	(改正) 退職者(退職後1年以内)や、 役員(原則として調査是正の取組を前置)を追加
-------------	---	--

- 保護される通報【第2条第3項】

(現行) 刑事罰の対象	}	(改正) 行政罰の対象を追加
----------------	---	-------------------

- 保護の内容【第7条】

(現行) (なし)	}	(改正) 通報に伴う損害賠償責任の免除を追加
--------------	---	---------------------------

※公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。